

# 申告は早めの事前準備を

問い合わせ 税務課 ☎2128

市県民税の申告の時期になりました。1月1日現在で市内にお住まいの方を対象に、申告を受け付けます。申告が必要な方は、申告期間中に申告をしてください。

また、申告の内容によっては、所得税の確定申告が必要となる場合があります。市の会場での受付が難しい場合に電話などで相談してください。

※ 申告会場が混雑し、待ち時間が長くなる場合があります。  
**申告が不要な方**

○1つの会社のみから給与の支払いを受けていて、年末調整が済んでおり、「給与支払報告書」が勤務先から市役所へ提出される方  
※ 他に所得があれば申告が必要な場合があります。

○公的年金などを受給している方で一定の要件を満たす方（詳しくは7ページ）  
**申告が必要な方**

○事業所得や不動産所得などがある方  
○年の途中で退職し、再就職していないなど、勤務先で年末調整が済んでいない方

○土地、建物などを売却した方

○生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金を受け取った方 など  
※ 申告結果によって、所得税が納付または還付になる場合があります。その内容は平成24年度の市県民税額に反映されます。申告の要否に迷う場合は、各会場で相談してください。

## 申告に必要なもの

- 税務署から送付された申告書類や案内など
- 公的年金源泉徴収票
- 給与などの源泉徴収票
- 生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金などを受け取った方は、その受取通知書や支払明細書など
- 医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書（人ごと、医療機関別にまとめ、計算しておいてください）
- 事業所得や不動産所得などがある場合は、収支内訳書（用紙は会場にあります。事前に収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、準備しておいてください）
- 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- 国民健康保険料や介護保険料などの社会保険料の納付確認書や領収書

## 市県民税申告受付日程

とき	受付会場
16(木)	総合市民会館
17(金)	
18(土)	
19(日)	
20(月)	農林振興センター
21(火)	
22(水)	
23(木)	
24(金)	阿多田島漁協 ※ 阿多田地区の方のみ対象です。
27(月)	
28(火)	阿多田島漁協 ※ 阿多田地区の方のみ対象です。
	松ヶ原集会所
29(水)	コミュニティサロン玖波
1(木)	市役所(3階)
2(金)	
5(月)	
6(火)	
7(水)	
8(木)	
9(金)	
12(月)	
13(火)	
14(水)	
15(木)	

※ 大竹市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料（いずれも年金からの天引き分を除くもの記載）の納付確認書は1月下旬に送付しています。

○ 国民年金保険料控除証明書など  
○ 配偶者や扶養親族を控除対象とする場合は、その方の収入金額がわかるもの

○ 東日本大震災に係る国や被災地の地方公共団体への義援金や日本赤十字社への義援金など、控除などの対象になる寄附金を申告する場合は、受領証や振込票の控えなど確認ができる書類

○ 本人名義の口座番号などがわかるもの（所得税が還付になる場合）  
○ 印鑑 など

**期間内に申告しないと**  
○ 申告をしないと受けられない所得控除などがあります。

○ 世帯に加入者がいる場合、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の軽減などが受けられない場合があります。

○ 課税台帳記載事項証明書（所得などを証明するもの）の発行ができない場合があります。

## 申告受付日程と会場

申告受付の日程は表のとおりです。受付時間などが昨年と異なる場合があります。表をよく確認してお越しください。

また、申告書は自分で記入し、郵送することもできます。申告書類は申告会場と税務課にあります。

## 税の無料相談

中国税理士会が、無料の相談会を行います。

とき 2月23日(木)

13時～16時

ところ 総合市民会館

# 確定申告を忘れずに

問い合わせ

廿日市税務署 ☎082909②1217

確定申告の期限は3月15日(木)までです。平成23年分の所得税の確定申告と納税は、期限内に済ませてください。

**確定申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で**

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、確定申告書などを作成することができます。

国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jp/

**e-taxを利用する方にお勧め**

作成した確定申告書などのデータはe-taxにより送信できます。

※ 申告期間中は24時間可能です。また、印刷して税務署へ郵送、または直接提出することができます。

**e-taxならこんなこと**

- ① 最高4,000円の税額控除（過去にこの控除を受けた方は除く）
- ② 国税庁ホームページからの電子申告（会場に向かなくて済みます）
- ③ 記載内容の入力により添付書類の提出省略
- ④ 書面での申告より還付がスピーディー

※ e-taxの利用には、電子証明書の取得（手数料必要、有効期限3年間）、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。

確定申告の期限は3月15日(木)までです。平成23年分の所得税の確定申告と納税は、期限内に済ませてください。

## 平成23年分確定申告

とき

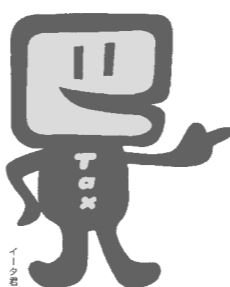
2月16日(木)～3月15日(木)

8時30分～16時(受け付け)

9時～17時(相談)

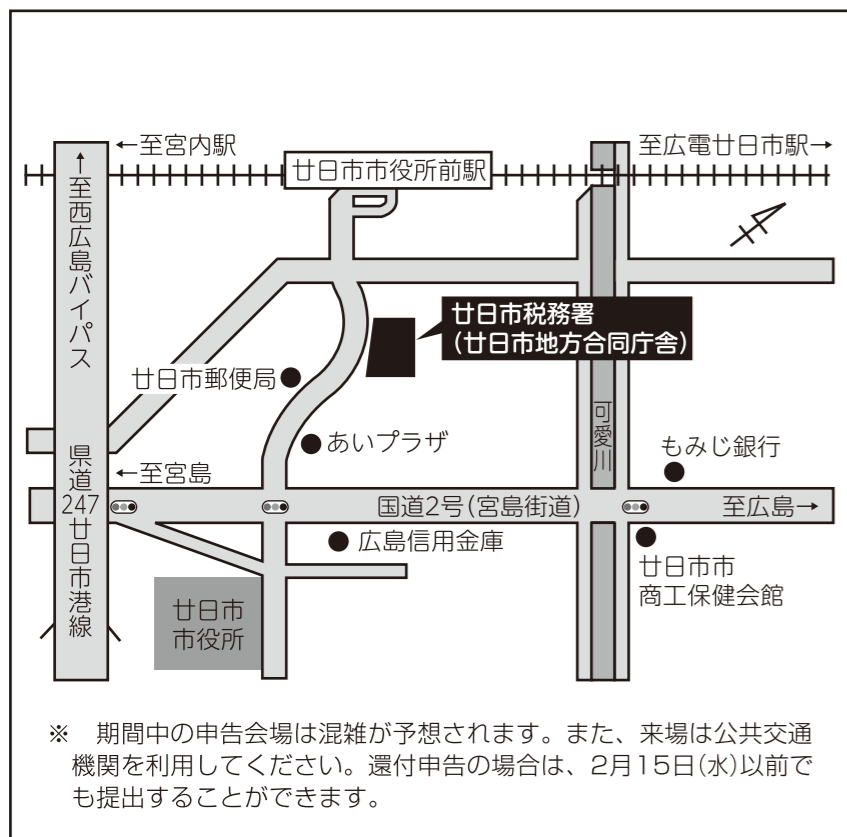
※ 土・日曜日は除きます。

ところ 廿日市税務署（廿日市地方合同庁舎）



イラスト

## 申告会場



## サラリーマンで所得税の確定申告が必要な方

○ 給与の収入金額が2,000万円を超える方  
○ 給与を1カ所から受け、他の各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方

○ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方 など

## 公的年金などを受給されている方へ

平成23年分の確定申告から、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は不要となりました。

そのような場合であっても、所得税が還付となる場合の申告書を提出することができます。また、所得税の確定申告が不要でも、市県民税の申告は必要となる場合があります。

## 「確定申告テレフォンセンター」をご利用ください

確定申告に関する一般的な相談は、「確定申告テレフォンセンター」へ。利用するときは、税務署に電話をかけ、音声ガイダンスに従い、「0」番を選択してください。